

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成26年12月 4日 (木曜日)
午前9時30分～午前10時34分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 萬代泰生 委員長 猶野智和 副委員長
徳並伍朗 委員 荒山光広 委員
下井克己 委員 岩本明央 委員
俵 薫 委員 坪井康男 委員
秋枝秀稔 委員 秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長
野尻登志枝 議会事務局企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁美 副市長 永富康文 教育長
波佐間 敏 総務部長 篠田洋司 市長統合戦略局長
西田良平 建設経済部長 藤澤和昭 総合観光部長
末藤勝巳 農業委員会事務局長 山田悦子 教育委員会事務局長
大野義昭 総務課長 志賀雅彦 農林課長
繁田 誠 観光総務課長 末岡竜夫 教育委員会事務局次長
千々松雅幸 教育総務課長 津守一郎 学校教育課長
内藤賢治 生涯学習スポーツ推進課長
7. 会議の次第は次のとおりである

午前 9時30分 開会

○委員長（萬代泰生君） おはようございます。ただ今より、教育経済委員会を開会いたします。さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました、議案8件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、議案第18号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第18号について御説明申し上げます。議案書の18-1ページになります。議案第18号は、美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。このたびの改正は、第一次美祢市総合計画に基づき、平成27年3月31日をもって、於福学校給食共同調理場を廃止し、嘉万学校給食共同調理場に統合するため、所要の改正を行うものであります。

なお、本年9月の市議会定例会におきまして、この調理場の統合にかかる補正予算を御議決いただいたところでありまして、現在、食器・食缶・食器消毒保管庫の購入や施設改修を統合に向けて粛々と進めているところであります。この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） 学校共同調理場の統廃合ということですが、とかくあの、統廃合となると保護者の方の御意見とかあったかと思えます。説明等も十分されたと思えますけれども、特に保護者等からですね、御意見とか異論とかそういったものは無かったんでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 荒山議員さんの御質問にお答えします。於福小学校、於福中学校、それから重安小学校の保護者の方に御説明申しあげまして、特に大きな反対の意見とかいうようなことはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。それでは、本

案に対する、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより、議案第18号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） それでは、議案書の19-1ページをお開きください。議案第19号は、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。このたびの改正は、平成27年4月に山口県立宇部総合支援学校美祢分教室が、旧桃木小学校に開設されることが決定し、併せて併設する桃木体育館を分教室の体育館として活用したい旨の要望が山口県からありますので、県に貸与するため行政財産としての桃木体育館を廃止し、普通財産とするものでございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第19号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） それでは、議案書の27-1ページをお開きください。議案第27号は、美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についてでございます。団体の名称は鳳鳴やまさと会でございます。指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

なお、団体の詳細等につきましては、参考資料の27ページのとおりでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） この度の鳳鳴、旧鳳鳴小学校ですが、ここは今度14日にも選挙があります。いろいろな選挙投票所の関係もありまして、その辺の指定管理者等々との関わり合いが十分検討しておられますでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。ここの地区は鳳鳴体育館でされておりますので、体育館はまだうちの所管でございますので、うちの方でやっております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第27号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） それでは、議案第31号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の31-1、資料につきましては、参考資料の42ページから46ページに資料をお示ししております。

この施設につきましては、現在山口美祢農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、平成27年3月31日をもって指定期間が満了となります。この施設は、大嶺町にあります通称・虹工房と、美東町にあります通称・みとう味の館の二つの施設がございます。いずれも、山村振興等農林漁業特別対策事業により整備され、虹工房につきましては、平成12年4月、みとう味の館は平成8年4月にそれぞれ供用開始した施設でございます。

施設の目的といたしまして、農産物の生産振興と特産品の開発を含め、地域農業の活性化並びに地域福祉の増進に寄与するために設置されております。両施設とも計画段階から、山口美祢農業協同組合と検討を行ってきた経緯がございまして、供用開始当初から山口美祢農業協同組合に管理運営に携わっていただいております。その後、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当農業協同組合を指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。以上のことから、安心・安全な農林産物の加工品の開発・販売を行い、生産者の所得向上を図り地域の農業振興を図るため、生産・流通・販売のノウハウがあり安定的かつ効果的な運営が期待できることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により資料45ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、山口美祢農業協同組合を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日の5年間としております。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第31号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを議題いたします。執行部より、説明を求めます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） それでは、続きまして議案第32号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の32-1資料につきましては、参考資料の47ページから51ページに資料をお示ししております。

この施設につきましては、現在山口美祢農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、平成27年3月31日をもって、指定期間が満了となります。この施設は、農林産物等市の特産品の販売、宣伝を通じて地域産業の振興と市の活性化を図るために、平成5年11月に供用開始した施設でございます。この施設におきましても、計画段階から山口美祢農業協同組合と検討を行ってきた経緯がございまして、供用開始当初から平成9年度の間は、山口美祢農業協同組合が中心的な役割を担っておりました美東町産業振興会が管理運営を行っておりました。平成10年度から平成18年度までは、山口美祢農業協同組合に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当農業協同組合を指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、当施設の設置目的を達成するため、流通・販売のノウハウがあり安定的・効果的な運営が期待できることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により資料50ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、山口美祢農業協同組合を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日の5年間としております。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 小さな質問です。さっき言い忘れてましてで申し訳ありませんが、非公募の場合に選定結果で点数がついていますよね。これは言うなれば、絶対評価って意味だろうと思うんですが、相対評価じゃないですよね、競争相手がいないんだから。だから、絶対評価で何点以上だったらマルで、何点以下だったらペケっていうなんかそんなあるんですか。でなければこれあんまり、非公募の場合どういう意味があるのか教えてください。

○委員長（萬代泰生君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 坪井委員の御質問にお答えします。まずは、指定管理者の選定審査会につきましては、大規模修理施設等、議案31号も該当するわけですが、この審査会についても、私ども市長統合戦略局で、その選定審査会の事務を持っております。非公募については、非公募であれ概ね6割、7割以上の点数でないと、指定管理者の選定ができないというふうに規定しております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかにはございませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） 一点お尋ねしますけども、事業計画の概要でですね、指定管理期間の利用数目標というのがございます。27年度から31年度までそれぞれあるんですけども、11万4,000人から31年度には11万6,000人ということですが、今現在のですね、26年はあれですが、25年度の実績がもしわかれば、教えていただきたいと思えます。

○委員長（萬代泰生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。平成25年度においては、11万3,328人となっております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第32号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） それでは、議案第33号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の33-1、資料につきましては、参考資料の52ページから54ページに資料をお示ししております。この施設につきましては、現在桂岩ふれあいセンター管理組合を指定管理者として指定しておりますが、平成27年3月31日をもって、指定期間が満了となります。

この施設は、平成3年3月に美東町立桂岩小学校と大田小学校が統合されたことにより桂岩小学校が廃校となりました。地域住民の生活・生涯学習の拠点として活用し、青少年の健全育成並びに都市住民との交流を促進して産業の振興、教育文化の振興を図り、もって地域の活性化を図ることを目的といたしまして、平成7年4月に桂岩ふれあいセンターとして供用開始した施設でございます。この施設につきましては、平成7年度から平成10年度までは旧美東町が直接管理運営を行っていましたが、平成11年度からは地域住民により立ち上げられました桂岩ふれあいセンター管理組合に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当管理組合を指定管理者として指定し、現在に至っているところでございます。

以上のことから、当施設の管理を目的に設置された団体であること、また、供用開始当初から培われた管理運営のノウハウがあることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により、資料54ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、桂岩ふれあいセンター管理組合を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間としております。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第33号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第34号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。資料につきましては、参考資料55ページから59ページに施設の概要、指定管理者候補団体の概要及び指定期間、指定管理者候補者の選定経緯、事業計画等をお示しをいたしております。

現在、秋芳名水特産品直売所及び秋芳名水ふれあい広場の指定管理につきまして、堅田地区を指定管理者に指定しておりますが、平成27年3月31日をもって指定管理期間が満了します。秋芳名水ふれあい広場につきましては、別府弁天池及び市養鱒場並びに特産品直売所等へ隣接し、それらを利用する観光客用駐車場としての機能、及び地域住民福祉の広場として利用され、堅田地区が平成3年6月から業務の委託を受け、平成18年9月1日から指定管理者として管理し、現在に至っております。

秋芳名水特産品直売所につきましては、地域の活性化を目的として地元有志が集まり、テントによる特産品販売を原点とし、その後、地産地消、地域農業の活性

化、地域コミュニティの醸成を目的に当該施設を設置いたしております。施設の管理運営は、ふれあい広場と同様、平成3年6月より堅田地区が業務委託を受け行っており、平成18年9月1日からは、指定管理者として現在に至っております。堅田地区につきましては、弁天池流域に位置する、水上、前水上、流田、桧皮の4集落で構成されております。

以上のことにより、当該施設の設置経緯に固有の事情があること、また、地元地域団体が管理することにより、地域の魅力を十分に発揮できる管理体制がとれることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、審査会の決定を経て、公募によらず、指定管理者候補者を堅田地区に選定したところであります。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。御審議の程、よろしく願います。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第34号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号土地改良事業の施行についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） それでは、議案第35号土地改良事業の施行について御説明いたします。これは、市が事業主体となって、伊佐町伊佐地区にあります危険ため池に指定しております、大浴ため池の改修を平成27年度から平成29年度において実施する予定としております。大浴ため池の現在の状況ですが、貯水量は4,300トンを有し、上野地区の4.8ヘクタールの水田を灌漑する重要な用水

源となっておりますが、漏水量が許容値を超えており、堤体決壊の危険性が高くなっており、早急な整備が必要となっております。このため、農村地域防災減災事業の、ため池等整備事業により改修を実施するものです。総事業費は、6,400万円を予定しており、負担割合につきましては、国55%、県35%、市8%、地元受益者が2%となっております。今後の予定につきましては、平成27年度に実施設計、平成28年度に工事発注、平成29年度に完成する予定としております。

つきましては、本事業の施行にあたりまして、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。御審議の程、よろしくお願いたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 大変結構な事業だと思います。今説明のありましたように国が55%、県が35%、市が8%、地元が2%ということで、地元2%ということは、工事費6,400万円の128万円ということで。それで、何戸くらいの戸数がいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。受益者数につきましては、12戸となっております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） これは参考に聞きたいのですが、私もある——一部関係している池があるわけですけど、これが例えば、この工事費がですね、均等割りが何ぼとかですね、面積割がどうかというのがありますが、その辺のことは、市のほうとして分かりますかね。シークレットというか、だいしょありますが、ほかの地域でもそういうようなことは、問い合わせがないのでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 地元負担につきましては、基本的に地元にお任せをしているという状況です。が、面積割にされるところが多いように聞いてはおります。

以上です

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） ありがとうございます。また、これからの参考にしていき
たいと思います。

○委員長（萬代泰生君） 俵委員。

○委員（俵 薫君） ちょっと参考のためにお聞かせ願いたいんですが。私の地区
も危険ため池ということで今申請をしております。こういう危険ため池って申請数
って今どのくらいあるんですかね。結局、自分の所のため池はいつになったらやっ
てもらえるのかなってということなんですが。件数としてどのくらい今順番待ちにな
っているんでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 現在、危険ため池として指定しているため池が14カ所
あります。今後この14カ所について整備をしていくことになりましたが、順番につ
いては決めてはおりません。

以上になります。

○委員長（萬代泰生君） 俵委員。

○委員（俵 薫君） いや、順番はいいんですけど、では、単年度で1カ所ずつく
らいの事業ということになるんでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。事業として
は、まずは危険ため池に県のほうとして認定をすることが、まず第1条件というふ
うになります。これにつきましては、当然のごとくその受益者の方々が、地元の合
意形成がなされているということがもう一つの大きな条件というふうになります。

いよいよ事業ということになりますと、事業数というか事業の種類としてです
ね、県が事業主体でやる、今、ただいまも行ってありますが、中山間地域総合整備
事業という中で言えば、ため池を三つ、四つという形でやりますが、市の場合です
と、ため池等整備事業に限定してやっておりますので、一つのため池がある程度終
わった段階で、次のため池という形でやっております。

○委員長（萬代泰生君） 俵委員。

○委員（俵 薫君） 早くやってほしいというのは、皆それぞれの関係者が思っ
ていると思います。うちの所は関係者数が少ないのですが、万が一決壊すると下流に
4件家がありまして、その下には県道があります。万が一の時に我々管理者の責任

を問われるという可能性も出てくるというふうに考えておって、今毎年、積み立てを、我々地権者が積み立てをしながら待っているんですが、できるだけ早く、まあ無理があろうとは思いますが、努力していただけるようお願い申し上げます。

終わります。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第35号土地改良事業の施行についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案8件につきましての審査を終了いたしました。その他、皆さんから何かございましたら御発言をお願いいたします。永富教育長。

○教育長（永富康文君） 12月1日、市議会本会議の冒頭におきまして、大嶺小における校舎からの児童の転落事案について御報告いたしましたが、その際、設置することをお伝えしておりました第3者委員会、美祢市いじめ調査委員会について、改めて御報告をいたします。

12月2日に臨時教育委員会議を開催いたしまして。委員の皆様のお手元に配付させていただいております、美祢市いじめ調査委員会設置要綱を制定したところがあります。

同調査委員会は、美祢市内の小・中学校で発生したいじめに係る重大事態について、その原因、背景、対応等を調査・検証し、再発防止に資することを目的として設置するものです。

今回、委員といたしまして、法律の専門家である弁護士、児童心理の専門家である臨床心理士、児童を取り巻く社会環境について詳しい社会福祉士、調査や審議に係る人権への配慮から人権擁護委員、子どもを巡る地域の実情に精通している民生

委員児童委員、合わせて5名の方に対して、教育委員会が委嘱することとしております。また、当然のことながら、委員には、当該事案と関わりのない方々であることに留意をしております。

委員会では、学校がこれまで行った調査の結果について御審議いただくとともに、必要に応じて追加の調査を行い、今回の事案の原因がどこにあったか、学校のこれまでの指導や事案への対応が適切であったかなど、調査・検証を行っていただけるものと考えております。

その結果につきましては、調査委員会の委員長から、美祢市教育委員会に御提出いただくとともに、その調査結果につきましては、個人情報に十分配慮した上で公表することとしております。

現時点では、3回程度の調査委員会の開催を想定しており、第1回の調査委員会は、委員の推薦が得られ次第、委員の方々の御都合をお聞きし、日程調整の上、できるだけ早い時期に開催したいと考えております。第2回目以降の開催時期につきましては、当該児童の心身の状態や、調査や審議の進捗状況等を踏まえて設定していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） ただいまの美祢市いじめ調査委員会の設置要綱について説明がございましたが、何か意見がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは他に移ります。他に……岩本委員。

○委員（岩本明央君） 市民の方から3件ばかり、1件は皆さんよく御存じですけど、あったんですが。この場所でお尋ねなり、お願いをしていいのかちょっと分からないんですけどね。農業振興地域の削除とか、それから地目の変更について、今年の夏に真長田公民館で議会報告会がありまして、その席でも地域の方からお話があったんですが。大変遅いと。1年半くらい農業振興地域の、それから地目の変更、それから山口県農業会議への合議等々あって、大変遅いんですが、ちゅうことであつたんですが。この場所で聞いてもいいんですかね。どこで一番聞いたほうがえかろうか。

○委員長（萬代泰生君） 農林課のほうでお答えいただけますか。〔発言する者あり〕末藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末藤勝巳君） 現在の岩本委員の御質問につきましては、農業振興地域の関係でございまして、部署につきましては農林課のほうでですね、事務のほうを行っております。農業振興地域の整備に関する法律というものがございましてですね、これで指定をされた農地、地域につきましては農業生産の振興を図るということでですね、指定がされています。

私ども農業委員会につきましては、仮に農地転用等の申請がありました時には、これは農地法上ですね、農業振興地域の中での転用は原則できないということになっております。土地収用法とかですね、生活の等々の関係が絡みますと、一部できることもございますけど、原則的には転用できないということでございますので、農業振興地域をまず除外していただいておりますね、その除外も可能かどうかということも審査をいたしますけども、除外後に申請を出していただきまして、それから転用に移るという手続きになりますので、先に除外が必要ということでございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） この夏の真長田公民館の議会報告会の席ではですね、せっかく土地を買って転入しようという話があつてですね、15カ月くらいかかって、今12月じゃから11月に何とかやっつた。ある大田の方もですね、私の方に話がありましたし、またある大田の方も何とも遅いの、俺は、1年待ちよるけどまだやってもらえないちゅうのがありました。そうすると、市長がせっかく人口定住とかいろいろ考えておられるのに、これほど遅けりゃ、山口の分譲地を買おうかという気持ちもなれんこともないんですけど、地価はこちらが3分の1ぐらいで大変安いからですね、20キロ、25キロ位通勤したらいいというような方のお話のようです。

8月の真長田公民館の時にはですね、当事者の方が盛んにそのことを言っておられました。大田の方も、うちに話に来られて、これじゃ転入者はおりやせんどというようなことも言っておられますが、ぜひですね、ずっと調べた範囲では県の農業会議も関係しておるようございまして、その辺はもうちょっと早くならんもんですかね。

○委員長（萬代泰生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） ただいまの御質問ですが、農業振興地域の除外につきま

しては、現在年2回ほどの受付をしております。今委員さんがおっしゃられたように、申請をされる時期がたまたま悪かったら、農振地域の除外で1年近くかかる場合もございます。たまたまいい時期に申請をされた場合は1カ月というような場合もございます。その後先ほど農業委員会の事務局長の方も申しましたが、農地転用という事になりますので、先ほどから議員さんが仰られているように、長ければ1年半くらいかかる場合もあろうかと思っておりますので、その辺は要望をいただいておりますので、農振地域の受付を年3回とかにするように、検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先般この委員会です、奈良県の生駒市のほうへ行ってきました。生駒市は農業振興地域が無いんだそうです。大阪やら京都の方へ大変近いですから、よいよあれで固定資産税が大変高いと。はよ売って宅地に変える、人口が来てもらおうと。ようなことですから、裏を返せば生駒市さんは農業振興地域を変えんでもいいということで、すぐ地目変更を出せばいいということでしょうけど、そういうような所も全国的には本気で人口定住やっておるところがありますんで、ぜひ市長さんのおっしゃるような、人口定住なり、人口をふやすという手続き上の問題ですから、ぜひデスクワークを本気でやってもらって、早めに転入できるような体制をお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（萬代泰生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） ただいまの要望ですが、ちょっと誤解があつてはいけませんので、農業振興地域がない市町村につきましては、先ほども議案に上げておりますが、ため池の整備なりほ場整備なり、中山間直接支払いなり、農地水なりの、国の補助金なりは受けられないこととなりますので、農振地域を無くすというわけにはいかないと考えております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） そのことは十分理解しております。農業振興地域を無くせということではないんですよ。私が言いたいのは。これはもう農業の町ですから、そういうつもりでは毛頭ありませんから、生駒市のような例もありますよということ

で、事務手続きを早くやってほしいという意味でございますので、誤解されんようにひとつよろしく申し上げます。

さっき言われましたように、農地水やら今のほ場整備やらため池のことやら、そういうのは十分承知しております。補助金が無いというのは、先般もそういう説明もありました。生駒市に行ったときにも。承知しておりますので、事務手続きを早くやっていただきたいということを要望が強いものでお願いしたわけでございますので、くれぐれも誤解のないようにお願いしたいと思えます。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか、ほかにございせんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 当委員会の所管事項ではないということをよく承知の上で意見申し上げます。たまたま林副市長がみえていますので、嚴重な抗議と、訂正を申し上げます。

昨晚放映されました私の一般質問の名前が、前に報告されました、河本芳久になっておりました。MY Tによって私の名前が勝手に変えられました。最近MY Tの規律が、たがが緩んでいますよ。嚴重に抗議をして、今日1時半から再放送がありますから、それまでに訂正してください。何でこんな事になったのか、林副市長お願いします。本来なら総合政策部地域情報課に申し上げる事ですが、緊急を要しますので申しあげます。一言お願いします。〔発言する者あり〕放送事業者は市長ですよ。MY Tじゃないんですよ。あんたは誤解されておる。〔発言する者あり〕技術的にじゃないですよ。

○副市長（林 繁美君） 各家に張り紙をしていきましようか。技術的にですね、そういうことがあるなら技術的にはやはりMY Tさんに聞かんと解らんでしょう。修正すぐできるものかと。必ずできるようにしてもらわんといけんでしょう。

○委員（坪井康男君） 何をあんたおっしゃってるんですか、ぜんぜん違うじゃないですか、あなた何おっしゃってるんですか。

○委員長（萬代泰生君） ちょっと待ってください。今坪井委員さんから要望がありました。そのことに関して、何かお答えをいただきたいと思えます。林副市長。

○副市長（林 繁美君） 今の御意見ですが、実は私昨日見ておりません。実際見ておりませんが、事実を確認して、それなりの手続きといたしますか、順序だつて修正を早急に加えるように、当たりたいと思えます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございせんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 先ほど農振の関係が出ましたですので、ちょっとお願いがあります。今美祢市は、年2回の審議会になっておりますけども、農振の除外のですね。これをやはり県はいつでも随時受け付けるというふうになっておきますから、ちょっと回数をふやしてですね、3回とは言わず、例えば毎月とまでは言いませんけど2月に1回とかですね、そのくらいにせんとですね、この今の流れ、世の中の流れの中でですね、どうしても手間がかかるからですね、この辺でちょっとまた考えていただきたいというふうに思います。意見です。

○委員長（萬代泰生君） 要望意見でよろしいですね。猶野副委員長。

○委員（猶野智和君） はい、秋吉台科学博物館の件について御質問させていただきます。ちょうど秋吉台科学博物館では、教育旅行、修学旅行等の児童生徒を対象に化石採集という体験学習を開催されております。実際、こちらの方をターゲットにですね、秋吉台、秋芳洞に修学旅行に来ようと、選定の基準の一つの目玉になっていると聞いております。実際体験された生徒さんたち、すごく好評で、この地域の特色、秋吉台、秋芳洞を体験して県外に帰っていただいております。これがですね、修学旅行ということなのでどうしても月曜から金曜までの平日に来られることが多く、そのことで今までは秋吉台科学博物館は年中無休でございましたので、対応のほうをしていただいていたのですが、今年から御存じのように月曜日がお休みということになりました。そのことでですね、この月曜日に来る修学旅行に対する対応が滞っておるということを知っております。このことで、どうしても魅力の目玉としてこの地域を選定していただいていた学校が、この地域に来る理由が一つなくなったということで、競争力が減ったということで、他地域に変更していくというような流れも出てきているようです。どうしても今一生懸命教育旅行、修学旅行をふやそうということで一生懸命になっているところでですね、一つの滞りで学校を失っていくというのは、非常な損失だと思っています。特にこの一つの体験学習を無くすということではなく、同時にこの地域に来れば秋芳洞にその集団が入って行くわけですので、それは入洞料、入洞者数に直結するものだと思いますので、そこも併せてですね。所轄はちょっと教育委員会と観光ということで分かれてはおるとは思いますがですね、この二つが連携していただいて、この滞りをぜひとも解消するような知恵を出していただきたいと思っておるんですが、そのあたりの御対応は今お考えあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○委員長（萬代泰生君） 末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） 猶野副委員長の今の御意見、御質問にお答えいたします。今発言されましたとおり、これまで年末年始を除き秋吉台科学博物館はずっと開館をしておるということで、さきの議会におきまして、秋吉台科学博物館の設置条例の改正を御議決いただきまして、27年の1月から毎週月曜日を休館日という設定にさせていただいたところでございます。それに合わせて今職員の勤務シフトなんかも調整しているところなんです、実はこの月曜日のお休みというのが、今まで年がら年中ずっと開館しておった、でもなんで月曜日休みかということなんです、大きな目的は館内にある剥製とかですね、ジオラマ、それから岩石標本、これらの展示物ですが、この更新もあります。それから一番大事なのは、これらをいかに維持するか、ケアですね。そのあたりも週に1回はしっかりとやっていきたいというところがあったもので、そういうのが主目的で月曜日を休館日に設定させていただいたところでございます。今おっしゃいました旅行会社とかですね、修学旅行の対応で、化石採集というのが非常に好評を得ているというのは、我々も十分承知しておるわけですが、旅行会社とか毎年来られる小中学校、県外県内含めて、そういう所には来年1月からは月曜日が休みになります。御理解をということで通知をさせていただいております。その結果、博物館に直接それは困るよとかいうようなことは、今のところ博物館としては伺ってはおりません。いずれにしても、魅力というのは化石の採集だけじゃなく、やっぱりセットで館内の見学も行います。これもやっぱり魅力の一つだと思いますので、展示物を長期にわたって保持することということで、御理解をいただきたいというふうに、博物館としては思っております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 猶野副委員長。

○委員（猶野智和君） 先ほど、職員さん達のお休みということも非常に大事なことだとも思います。今、施設、資料の整理だとか、そういうこともあるとは思いますが。

でも、修学旅行、子供達に対応するということで直接正規の職員さんが御対応をされる必要もないと思います。当然博物館OB、館長OBの方ですとか、化石地質に関する専門知識を持っていらっしゃる方は民間の方でもいらっしゃると思いますので、そういう方に御対応をお願いしてですね、修学旅行の子供たちがその時間を

とるといっても正味1時間から、長くても2時間程度でしょう。そのあたりの対応等ができるか、できないか、というお願いというか要望でございます。

いずれにしても中でいろいろ体制のことであろうとは思いますがですね、これはもう地域を上げて、このあたり教育旅行ですからね。子どもたちの対応を受け入れているかいないか、外部の方をいかにこの地域に来ていただいて、またそのあたりのジオパークですとか、その辺の思いをですね、県外の皆さんに知っていただくという点でも非常に重要なことだと思いますので、ぜひとも、そのあたりは御検討いただいて、今一度、今すぐではなくても結構ですので、お答えいただければと思います。

○委員長（萬代泰生君） 要望でいいですか。要望として受け止めていただきたいと思いますが、よろしいですか。〔「はい」という者あり〕ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 無いようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査・御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時34分 閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月4日

教育経済委員長 萬代春生